

【令和3年4月1日現在】

特別養護老人ホーム水泉荘(短期入所生活介護)利用料金

多床室(1割負担分+居住費+食費)

(円)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	964	1,035	1,110	1,181	1,251
第2段階	1,424	1,495	1,570	1,641	1,711
第3段階	1,684	1,755	1,830	1,901	1,971
第4段階	2,911	2,982	3,057	3,128	3,198

個室(1割負担分+居住費+食費)

(円)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	1,284	1,355	1,430	1,501	1,571
第2段階	1,474	1,545	1,620	1,691	1,761
第3段階	2,134	2,205	2,280	2,351	2,421
第4段階	3,227	3,298	3,373	3,444	3,514

- ・新型コロナウイルス感染症の特例的な評価として全てのサービスに令和3年9月末まで基本報酬に0.1%上乗せされます
- ・食費は1日3食提供で計算
- ・上記1割負担分には、機能訓練指導体制加算、夜勤職員配置加算、サービス提供体制強化加算Ⅲ看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)が含まれています。
- ・送迎利用時は、別途片道190円が加算されます。
- ・上記とは別に、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(所定単位数に8, 3%を乗じた単位数)が加算されます。
- ・上記とは別に、特定処遇改善加算(Ⅰ)(所定単位数に2, 7%を乗じた単位数)が加算されます。

【令和3年4月1日現在】

特別養護老人ホーム水泉荘(短期入所生活介護)利用料金

多床室(2割負担分+居住費+食費)

(円)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第3段階	2,343	2,485	2,634	2,776	2,917
第4段階	3,570	3,712	3,861	4,003	4,144

個室(2割負担分+居住費+食費)

第3段階	2,793	2,935	3,084	3,226	3,367
第4段階	3,886	4,028	4,177	4,319	4,460

多床室(3割負担分+居住費+食費)

第3段階	3,002	3,216	3,439	3,653	3,864
第4段階	4,229	4,443	4,666	4,880	5,091

個室(3割負担分+居住費+食費)

第3段階	3,452	3,666	3,889	4,103	4,314
第4段階	4,545	4,759	4,982	5,196	5,407

・上記負担分には、機能訓練指導体制加算、夜勤職員配置加算、サービス提供体制強化加算Ⅲ看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)が含まれています。

・送迎利用時は、別途片道380円(2割)570円(3割)が加算されます。

・上記とは別に、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(所定単位数に8, 3%を乗じた単位数)が加算されます。

・上記とは別に、特定処遇改善加算(Ⅰ)(所定単位数に2, 7%を乗じた単位数)が加算されます。

・新型コロナウイルス感染症の特例的な評価として全てのサービスに令和3年9月末まで基本報酬に0.1%上乘せされます

## 特別養護老人ホーム水泉荘(介護予防短期入所生活介護)利用料金

多床室(1割負担分+居住費+食費) 多床室(2割負担分+居住費+食費)

(円)	要支援1	要支援2	(円)	要支援1	要支援2
第1段階	781	894	第3段階	1,980	2,205
第2段階	1,241	1,354	第4段階	3,207	3,432
第3段階	1,501	1,614	多床室(3割負担分+居住費+食費)		
第4段階	2,728	2,841	第3段階	2,459	2,796
			第4段階	3,686	4,023

個室(1割負担分+居住費+食費) 個室(2割負担分+居住費+食費)

(円)	要支援1	要支援2	(円)	要支援1	要支援2
第1段階	1,101	1,214	第3段階	2,430	2,655
第2段階	1,291	1,404	第4段階	3,523	3,748
第3段階	1,951	2,064	個室(3割負担分+居住費+食費)		
第4段階	3,044	3,157	第3段階	2,929	3,246
			第4段階	4,002	4,339

・食費は1日3食提供で計算

・上記負担分には、機能訓練指導体制加算、サービス提供体制強化加算Ⅲが含まれています。

・送迎利用時は、別途片道190円(1割)380円(2割)570円(3割)が加算されます。

・上記とは別に、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(所定単位数に8, 3%を乗じた単位数)が加算されます。

・上記とは別に、特定処遇改善加算(Ⅰ)(所定単位数に2, 7%を乗じた単位数)が加算されます。

・新型コロナウイルス感染症の特例的な評価として全てのサービスに令和3年9月末まで基本報酬に0.1%上乘せされます